

条	改定前	条	改定後																																														
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】																																														
第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(2) 会員等は、銀行および保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行および保証会社の定める期間保存することに同意します。また、銀行および保証会社が必要があると認めた場合には、銀行および保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得することがあります。</p> <p>(a) 属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)、勤務先(お勤め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、識別番号等の会員等の属性に関する情報)</p> <p>(b) 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月または毎回の支払額、支払方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報)</p> <p>(c) 取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報、預金口座に関する情報)</p> <p>(d) 信用判断のための情報(会員等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報)</p> <p>(e) 本人確認のための情報(会員等の運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート等(記号番号を含みます。))から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報)</p> <p>(f) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(g) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p> <p>(h) 本籍地情報(保証会社は、居所を確認するため住民票および戸籍の附票から取得し、利用、登録します。銀行では取得しません。)</p>	第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(2) 会員等は、銀行および保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行および保証会社の定める期間保存することに同意します。また、銀行および保証会社が必要があると認めた場合には、銀行および保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、<u>当該情報を銀行のデータベースに登録</u>することがあります。</p> <p>(a) 属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)、勤務先(お勤め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、識別番号等の会員等の属性に関する情報)</p> <p>(b) 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月または毎回の支払額、支払方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報)</p> <p>(c) 取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報、預金口座に関する情報)</p> <p>(d) 信用判断のための情報(会員等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報)</p> <p>(e) 本人確認のための情報(会員等の運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート等(記号番号を含みます。))から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報)</p> <p>(f) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(g) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p> <p>(h) 本籍地情報(保証会社は、居所を確認するため住民票および戸籍の附票から取得し、利用、登録します。銀行では取得しません。)</p>																																														
第6条	<p>(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>(1) 会員等は、①銀行および保証会社が、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用(但し、全国銀行個人信用情報センターの情報の限り、転居先の調査目的にも利用します。但し、返済能力に関する情報については、銀行法施行規則により、返済能力の調査の目的に限られます。以下同じ。)されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行および保証会社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>(2) 会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="3">登録期間</th> </tr> <tr> <th>全国銀行個人信用情報センター</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> <th>株式会社シー・アイ・シー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)</td> <td colspan="3">左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報</td> <td>銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間</td> <td>銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内</td> <td>保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内</td> <td>契約期間中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> <td>契約期間中および契約終了後5年間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間			全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー	(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間			(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内	保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月間	(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内	(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年間	第6条	<p>(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>(1) 会員等は、①銀行および保証会社が、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用(但し、全国銀行個人信用情報センターの情報の限り、転居先の調査目的にも利用します。但し、返済能力に関する情報については、銀行法施行規則により、返済能力の調査の目的に限られます。以下同じ。)されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行および保証会社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>(2) 会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="3">登録期間</th> </tr> <tr> <th>全国銀行個人信用情報センター</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> <th>株式会社シー・アイ・シー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)</td> <td colspan="3">左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報</td> <td>銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間</td> <td>銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内</td> <td>保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内</td> <td>契約期間中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> <td>契約期間中および契約終了後5年間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間			全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー	(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間			(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内	保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月間	(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内	(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年間
登録情報	登録期間																																																
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー																																														
(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間																																																
(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内	保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月間																																														
(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内																																														
(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年間																																														
登録情報	登録期間																																																
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー																																														
(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間																																																
(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内	保証会社が、信用情報を照会した日から6ヵ月間																																														
(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内																																														
(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年間																																														

条	改定前				条	改定後																																			
	(e)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—		(e)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—																																
	(f)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—		(f)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—																																
	(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—	—		(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—	—																																
	(h)本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—	—		(h)本人確認資料の紛失・盗難、 貸付自粛 等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—	—																																
	* 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行および保証会社ではできません。)					* 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行および保証会社ではできません。)																																			
第7条	(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関) 銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>銀行</th> <th>保証会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○	第7条	(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関) 銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>銀行</th> <th>保証会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																						
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																						
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○																																						
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○																																						
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																						
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																						
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL: 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○																																						
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○																																						
	●個人情報保護管理者 業務管理本部長					●個人情報保護管理者 業務管理部長																																			
	2018年6月21日 改定					2019年6月27日 改定																																			
	登録 No.10341 18.06					登録 No.10341 19.06																																			

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第5条	<p>(新規借入れの停止、本契約の解約)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めるときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常の連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②カードローン規約第10条各号に定める事由が一つでも生じたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④会員のカード利用状況が適当でないと銀行が判断したとき、⑤本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき、⑥その他会員が本規約のいずれかに違反したとき。</p>	第5条	<p>(新規借入れの停止、本契約の解約)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めるときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常の連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②カードローン規約第10条各号に定める事由が一つでも生じたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④会員のカード利用状況が適当でないと銀行が判断したとき、⑤本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき、⑥銀行が第16条の2に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を要求した場合に、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答および資料の提出をしないとき、⑦第16条の2に基づく銀行の各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、銀行が本取引についてマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨会員が行う本取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、銀行のサービス提供に支障が生じると認められるため、銀行が会員にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、会員がその是正を行わないことにより、会員と銀行との信頼関係が損なわれたと認められるとき、⑩本取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると銀行が判断したとき、⑪本取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき、⑫その他会員が本規約のいずれかに違反したとき。</p>
新設	なし	第16条の2	<p>(取引内容の確認)</p> <p>銀行が、会員の情報および具体的な本取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。</p>
	2018年1月4日改定		2019年6月27日改定
	登録 No.10342 <u>18.01</u>		登録 No.10342 <u>19.06</u>